

薬生食監発 0803 第 1 号
令和 5 年 8 月 3 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」
(平成 26 年 8 月 1 日付け食安監発 0801 第 1 号) により取り扱っているところ
です。

今般、検疫所において、ARTUS II SPOLKA Z O.O. (施設番号 14030205)
から輸出された貨物 (牛舌) を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去
が不十分であることが確認されました。

現在、ポーランド側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知
するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続
を保留の上、検疫所業務課を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。